消費者の権利とクーリング・オフ

契約の成り立ちと、消費者を守るしくみ

契約の成り立ち



合意 → 契約が成立

口約束でも成立。
守る責任が
生まれる

消費者を守るしくみ

消費者は企業より、商品の情報や
交渉の力が少ないことが多い。

1994年	**製造物責任法（PL法）**	欠陥による被害の救済
2000年	**消費者契約法**	不当な勧誘による契約の取り消し
2004年	**消費者基本法**	消費者の権利の尊重と自立の支援
2009年	**消費者庁の設置**	消費者行政をまとめて行う

困ったときは、消費生活センター（局番なしの188）に相談できる。

クーリング・オフ

訪問販売などで契約したあと、頭を冷やして
考え直す期間を設けたしくみ。

訪問販売で契約
家に来た販売員にすすめられて契約する

↓

書面を受け取る
申し込みや契約の内容を書いた書面

↓

8日以内に通知
書面か電磁的記録（電子メールなど）で送る

↓

契約を解除できる
理由は要らない。払ったお金は返される

期間は、書面を受け取った日を1日目として数える。

クーリング・オフは訪問販売・電話勧誘販売などが対象で、通信販売（インターネット通販など）は対象外。
期間は取り引きの種類で異なり、マルチ商法などは20日。法律の年は制定の年。